

# 原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書 ～令和7年における状況について～（概要）

原子力損害賠償紛争解決センターの令和7年1月から12月までの1年間における主な活動状況の概略は以下のとおり。

## 1. センターの組織

令和7年12月末時点で、仲介委員184名（前年比3名減）、調査官67名（前年比3名減）等、合計356名（前年比11名減）の体制。

## 2. 申立ての動向

令和7年の申立件数は763件。令和6年の926件より163件減少。要因として、中間指針第五次追補に伴う追加賠償について、直接請求やセンターの和解仲介により成立した和解契約に基づく賠償の支払いが進展し、相当程度完了していること等が考えられる。初回申立ての割合は49.9%。本件事故から時が経過する一方で、なおも引き続きその割合は高い。



令和7年における申立件数の月別内訳

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
48	130	142	23	36	24	86	75	46	76	49	28

## 3. 和解仲介の取扱いの状況

令和7年の既済件数は928件。和解成立件数は約79.7%に当たる740件。累計では、既済件数は31,261件。和解成立件数は約79.3%にあたる24,793件。令和7年に和解が成立した事案は、審理開始から和解案提示まで平均9.1か月。

累計申立件数	31,874	現在進行中の件数	613
累計既済件数	31,261	令和7年の申立件数	763
和解成立	24,793	令和7年の既済件数	928
内訳			
取下げ	3,703		
打切り	2,763		
その他	2		

## 4.広報等

### 説明会の開催

地方公共団体等と連携して申立方法等についての説明会を合計113回開催。説明会を通じた申立ては407件（53.3%）。また説明会経由申立ての初回割合は51.6%と高くなっており、これまでセンターを利用して来なかった被害者の方に、説明会を通して働きかけることができていると考えられる。

### 「平日夜間・土曜窓口」の実施

福島事務所の新たな取組として、偶数月の第1土曜日昼間の開所及び奇数月の第1水曜日の夜間開所を組み合わせる形で、「平日夜間・土曜窓口」を実施。令和7年中に窓口を計10回設け、16件の相談及び10件の申立てがあった。

### アンケートの実施

申立て及び説明会等の利用をさらに促進するうえで留意すべき点を把握し、効果的な広報戦略の検討に資することを目的として、説明会利用者、申立人等にアンケートを行った。

## 5.中間指針第五次追補

第五次追補に係る賠償を含む和解成立事件は全体の約7割。センターとしては、第五次追補策定前と同様に、各事案の個別具体的な事情を踏まえ、目安を超える増額が必要と判断される事案については、適切妥当に増額する和解案を提示する方針。また「早期一部支払」（申立人の希望により、東京電力が認めた部分を先行して和解を成立させるもの）の活用などの取組を進め、適正かつ迅速な被害者の救済が図られるよう尽力したい。

## 6.当面の課題と解決に向けた取組

### ALPS処理水に係る対応（申立状況について）

ALPS 処理水の海洋放出に係る風評被害に関連する賠償請求を含む申立件数は、令和7年末までに43件。そのうち令和7年末までの既済件数は13件。既済事由の内訳は和解成立9件、打切り3件、取下げ1件。

### 審理の現状と課題

センターとしては、被害者が制度全体を通じて十分な救済を得て実質的な紛争解決が図られるよう、今後とも紛争解決機関としての役割を果たしていきたい。

東京電力が和解案を拒否したために打切りとなった事案は、令和3年から令和6年に引き続き0件であった。東京電力は和解案の尊重を明言していることを再認識した上で紛争解決に向けた働きかけに真摯に対応するよう引き続き求めたい。

### 広報等における課題

初回申立てが今なお約半数であることなども踏まえ、被災者の方にセンターの存在や和解仲介手続の仕組み等についてより認識を深めていただき、その救済を実効的なものにするため、アンケート結果も踏まえ効果的な広報・周知活動を検討し、展開していきたい。